

平成 23 年度 第 8 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 24 年 2 月 27 日（月）17:00～18:40

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 10 階 総務省第 1 会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 草野委員 村岡委員
吉山委員

（総務省）新井行政評価局長 井波年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長
平野評価監視官 河合評価監視官

（厚生労働省）今別府年金管理審議官 塚本事業企画課長 中村事業管理課長
尾崎年金記録回復室長 新給付事業室長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 矢崎理事 松田理事 喜入理事 中野理事
野口経営企画部長 柳樂事業企画部長 伊原記録問題対策部長
阿蘇国民年金部長 岡村厚生年金保険部長 古元システム統括部長

4 議事次第

- 厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング
- 日本年金機構からの報告

5 会議経過

- 年金記録問題への対応状況について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替の届出漏れに係る再発防止について、どのような方法を検討しているのかという質問に対して、現在、対象者に対し 2 か月後に勧奨を行い、その 4 か月後に職権で種別変更処理を実施しているが初回の勧奨から 2 か月後への変更を実施予定であり、また、国会で継続審議となっている主婦年金追納法案では、第 3 号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で、日本年金機構が入手できるように措置しているとの回答があった。
- ・ 5,095 万件の未統合記録のうち、統合済みの記録 1,615 万件についてある一定のパターンがあるのであれば、そのパターンに該当する方に対して集中的に記録確認の働きかけを行った方が効率的ではないかという意見に対して、現在、記録回復された方の分析をしており、来年 1 月をめどに実施予定の「気になる記録の確認キャンペーン」で活用していきたいとの回答があった。
- ・ 5,095 万件の未統合記録の解明は、どのような条件が満たされれば終了になるのかという質問に対して、行政の持っている情報を活用してできることは平成 25 年度を目標として進めていくというのが現在の基本的な考え方であるとの回答があった。

- ・ 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについて、作業量の推移を教えてもらいたいとの質問に対して、作業の習熟が進むにつれて処理のスピードが早くなっており、受給者については、平成 22 年度は約 500 万件、23 年度（見込み）は約 2,400 万件強の突合せを行い、24 年度中には残り 1,800 万件強の突合せが終了する予定との回答があった。また、被保険者に係る紙台帳の枚数は全体の 2 割程度で量的には多いわけでないが、費用対効果の問題等があるため、現在、厚生労働省において今夏をめどに検討を行っているとの回答があった。
- ・ 標準報酬の遡及訂正事案について、従業員の記録が訂正された 1,602 件の事案は個別具体的に調査を行い、きちんと事実関係を明らかにしているのかという質問に対して、きちんと調査は行っているため、その結果をお伝えするとの回答があった。
- ・ 記録回復によって、無年金者が年金受給者になったケースはどのくらいあるのかという質問に対して、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せに係るサンプル調査の結果や高額な年金額の回復事例等で把握したデータがあるので、整理して示したいとの回答があった。
- ・ 市町村では生活保護申請者が急増しているが、申請者の年金記録を確認した結果、年金を受給できる者が見付かった場合には、生活保護費の受給が減ることになるため、窓口における年金記録確認は重要な仕事になっているとの意見に対して、「気になる記録の確認キャンペーン」では市町村に協力してもらい、ねんきんネットを活用して、生活保護や生活福祉の貸付の手続の際に記録を見付けてもらうようにしていきたいとの回答があった。

○ 国民年金・厚生年金保険の適用・収納状況について、日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 国税庁が把握している民間給与所得者数と、厚生労働省が把握している厚生年金被保険者数に大きな差があり、多額の厚生年金保険料の徴収漏れがあるのではないかという国会での指摘は、未適用事業所の多くは零細であり適用を拡大すればそれだけ財源が確保できるものではないと考えているため違和感があるとの意見に対して、両者の差は約 2,000 万人であるが、民間給与所得者数には、週 30 時間未満の短時間労働者や従業員 5 人未満の個人事業所など厚生年金に適用されない方が含まれており、また、標準報酬月額を 30 万円として試算するなど過大な推計と思われることを政府が国会で答弁しており、今後、改めて推計の詳細の説明を受けることになっているので、その際には、さらに確認を行っていききたいとの回答があった。
- ・ 現場において、小規模事業所を適用して保険料を徴収するのにコストが掛かっているという実感はあるかとの質問に対して、小規模事業所の適用・収納には手間が掛かっており、人員体制等制約がある中で、効率的なやり方を考える必要があるとの回答があった。
- ・ 厚生年金の未適用事業所に適用勧奨をしても、適用に応じてもらえないことに

についての質問に対して、今までは、未適用事業所への勧奨の頻度を増やすことに重点を置いてきたが、平成 24 年度については勧奨により適用に結び付ける事業所の割合を高めていくことを考えているとの回答があった。

- ・ 大規模事業所と実態が異なる小規模事業所についても同じ厚生年金制度を適用していくことに無理があると思われるので、現場の実情を訴えていくべきではないかという意見に対して、日本年金機構としては、現行制度の枠内でどうやって最善を尽くすかということであり、小規模事業所は数が多く、適用対策に手間が掛かるのは事実であるが、その中でも特に規模の大きい事業所や悪質な事業所についてしっかり対処していくことが必要であると考えているとの回答があった。
- ・ 外部委託による厚生年金の適用勧奨に係る費用はどの程度かとの質問に対して、整理して示したいとの回答があった。
- ・ 外部委託による厚生年金の適用勧奨はどのように行われているのかという質問に対して、受託事業者においては基本的に軽微な業務（文書勧奨・電話勧奨）を行っており、また、その結果をデータで残して、後日、日本年金機構職員が行う重点的な加入指導（来所要請・戸別訪問）に活用しているとの回答があった。
- ・ 厚生年金に加入したくても、保険料を納付できないという中小零細企業にはどのように対処するのかという質問に対して、悩ましい問題だが、納付の相談は受け付けており、また、加入していただいた以上は納付をお願いするとの回答があった。
- ・ 国民年金の納付率からすると将来的に無年金者の増加が懸念されるが、収納対策に迫力が足りないのではないかという意見に対して、国民年金の収納対策は、未納者の属性に応じた対策（低所得者層に対する免除勧奨、高所得者層に対する強制徴収など）を進めているとの回答があった。

○ 平成 24 年 2 月の年金定期支払における所得税の過徴収について、日本年金機構から報告があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 年金記録問題の教訓を生かしておらず、全体のオペレーションのミスが本当ではないような体制になっているのかということ、相当チェックしてもらわないと信用できないと言わざるを得ないとの意見に対して、これまでのやり方がいいの見直す必要があり、社会保険オンラインシステムの開発・運用について、総合的にきちんと管理していくとの回答があった。また、システム開発委員会における外部有識者からの意見を謙虚に受け止めてやっていきたいとの回答があった。
- ・ 日本年金機構に移行してから外部委託が拡大されてきているが、そのチェック体制に疑問があるとの意見に対して、受託事業者のサービスレベルをいかに確保していくか、サービスレベルアグリーメントというのをいかに作っていくのか、また、それがきちんとワークしているということをどう検証していくかということが極めて重要であり、できるだけきちんと管理を行っていききたいと考えているとの回答があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)